議会改革について説明を受ける小委員会委員(写真右)	に議会基本条例を制定し 議・検討、先進地視察等 矢巾町議会は27年3月 2年3カ月をかけて、協●議会基本条例の制定 ました。24年12月から約	全ての基本は議会基本条例にあり 矢巾町議会視察〈小委員会〉(28年11月29日)	定事項は随時議会運営に取り入れています。ついて調査・審議しています。委員会での決本委員会では、議会運営の見直しなどに	議会改革検討特別委員会
議会改革について説明を受ける小委員会委員(写真右)	視 て か 察 、ら 等 協 約	り [!]	^。決 に	

●通年議会の運用	のことです。 議会運営の基本であると を重ねました。

